

令和2年

第4回日向市議会(定例会)議案

6月5日

日向市

# も く ろ く

報告第4号	専決処分の承認について	1
報告第5号	専決処分の承認について	8
報告第6号	専決処分の承認について	49
報告第7号	専決処分の承認について	54
報告第8号	専決処分の承認について	58
報告第9号	専決処分の承認について	59
報告第10号	専決処分の承認について	60
報告第11号	専決処分の承認について	61
報告第12号	専決処分の承認について	62
報告第13号	専決処分の承認について	63
報告第14号	専決処分の承認について	64
議案第42号	農業委員会委員の任命について	65
議案第43号	農業委員会委員の任命について	66
議案第44号	農業委員会委員の任命について	67
議案第45号	農業委員会委員の任命について	68
議案第46号	農業委員会委員の任命について	69
議案第47号	農業委員会委員の任命について	70
議案第48号	農業委員会委員の任命について	71
議案第49号	農業委員会委員の任命について	72
議案第50号	農業委員会委員の任命について	73
議案第51号	農業委員会委員の任命について	74
議案第52号	農業委員会委員の任命について	75
議案第53号	農業委員会委員の任命について	76
議案第54号	農業委員会委員の任命について	77
議案第55号	農業委員会委員の任命について	78
議案第56号	日向市税賦課徴収条例の一部を改正する条例	79
議案第57号	日向市国民健康保険条例の一部を改正する条例	82
議案第58号	日向市手数料条例の一部を改正する条例	84
議案第59号	日向市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	91
議案第60号	日向市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	93
議案第61号	日向市伝統的建造物群保存地区施設条例の一部を改正する条例	94

議案第62号	日向市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例	95
議案第63号	日向市企業立地促進条例の一部を改正する条例	96
議案第64号	日向市牧水公園交流施設条例の一部を改正する条例	98
議案第65号	字の区域の変更について	100
議案第66号	令和2年度日向市一般会計補正予算(第3号)	別冊
議案第67号	令和2年度日向市一般会計補正予算(第4号)	別冊
議案第68号	令和2年度日向市簡易給水施設特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第69号	令和2年度日向市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第70号	令和2年度日向市病院事業会計補正予算(第1号)	別冊

## 専決処分の承認について

日向市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和2年6月5日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

# 専 決 処 分 書

日向市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日向市消防団員等公務災害補償条例（昭和42年日向市条例第19号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に定むる額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>8,800円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の<u>死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診</u></p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定めらるる額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の<u>事故発生日</u>において、他に生計のみちがなくなるとして非</p>

断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

(1)～(6) [略]

4 [略]

附 則

(障害補償年金前払一時金)

第3条の4 [略]

2～4 [略]

5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) [略]

(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間

非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

(1)～(6) [略]

4 [略]

附 則

(障害補償年金前払一時金)

第3条の4 [略]

2～4 [略]

5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) [略]

(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間

に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数に乗じて得た数に1を加えた数に乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

(遺族補償年金前払一時金)

第4条 [略]

2～6 [略]

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月(次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとなつた遺族であつて当該遺族補償年金を受け得る権利を有することとなつたもの(以下この項において「特別遺族補償年金受給権者」という。))が第1項の申出を行つた場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に次条第2項の表の右欄に掲げる年齢(以下この項において「支給停止解除年齢」という。)に達する月の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) [略]

(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5に当該支給月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定によ

に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に当該発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数に乗じて得た数に1を加えた数に乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

(遺族補償年金前払一時金)

第4条 [略]

2～6 [略]

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月(次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとなつた遺族であつて当該遺族補償年金を受け得る権利を有することとなつたもの(以下この項において「特別遺族補償年金受給権者」という。))が第1項の申出を行つた場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に次条第2項の表の右欄に掲げる年齢(以下この項において「支給停止解除年齢」という。)に達する月の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) [略]

(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定によ

り各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算した1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 [略]

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,400円	13,300円	14,200円
分団長及び副分団長	10,600円	11,500円	12,400円
部長、班長及び団員	8,800円	9,700円	10,600円

備考

1 死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級によるものとする。

2 [略]

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の日向市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた日向市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害賠償（以下この項において「損害賠償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条例第4号アに規定する障害補償年金及び同条例第6号アに規定する遺族補償年金（以

り各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算した1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 [略]

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440円	13,320円	14,200円
分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円
部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円

備考

1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級によるものとする。

2 [略]

下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

## 専決処分の承認について

日向市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和2年6月5日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

# 専 決 処 分 書

日向市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(日向市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 日向市税賦課徴収条例(昭和30年日向市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は<u>寡夫</u>(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 [略]</p> <p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、<u>第7項及び第12項</u>の規定により、基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 [略]</p> <p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、<u>同条第2項、第6項及び第11項</u>の規定により、基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第</p>

5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しななければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～10 [略]

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しななければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しななければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) [略]

2～5 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しななければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～10 [略]

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しななければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しななければならない。

(1)・(2) [略]

(3) [略]

2～5 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しななければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは單身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等支払者と（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しななければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 当該公的年金等受給者が單身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) [略]

2～5 [略]

(法人の市民税の申告納付)

第48条 [略]

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～17 [略]

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 [略]

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有者等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同じ。）として登記若しくは登録されている者をい

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しななければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しななければならない。

(1)・(2) [略]

(3) [略]

2～5 [略]

(法人の市民税の申告納付)

第48条 [略]

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～17 [略]

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 [略]

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有者等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同じ。）として登記又は登録がされている者を

う。この場合において所有者として登記若しくは登録されしている個人が賦課期日前に死亡しているとき、所有者として登記若しくは登録されている法人が同日前に消滅しているとき又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 [略]

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によつて不明である場合においては、その使用者を所有者とみなしてこれを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。

いう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 [略]

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

5 法第343条第5項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによつて仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができるとする土地（以下この項において「仮換地等」という。）の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定によつて管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（保留地として指定されたものを含む。以下この項において「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等若しくは仮使用地について使用し、又は収益することができるとなつた日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間

は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

6. 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て、又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によつて使用し、又は国が埋立て、若しくは干拓によつて造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。）をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。

7. 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことから家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者と

の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。

7. 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。）をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。

8. 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことから家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者と

みなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

(固定資産税の課税標準)

第61条 [略]  
2～8 [略]

9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

みなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

(固定資産税の課税標準)

第61条 [略]  
2～8 [略]

9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)

第61条の2 法第349条の3第27項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しないにあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合に

おける当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第75条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第74条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなければ、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 [略]

(たばこ税の課税標準)

第94条 [略]

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

[略]

3 [略]

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごと合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 [略]

(たばこ税の課税免除)

第96条 [略]

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第75条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第74条又は法第383条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなければ、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 [略]

(たばこ税の課税標準)

第94条 [略]

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

[略]

3 [略]

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごと合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 [略]

(たばこ税の課税免除)

第96条 [略]

(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

3 第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。

#### 4 [略]

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2の様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

#### 2～5 [略]

(特別土地保有税の納税義務者等)

#### 第131条 [略]

#### 2～5 [略]

6 第54条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもつて土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。

#### 3 [略]

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2の様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

#### 2～5 [略]

(特別土地保有税の納税義務者等)

#### 第131条 [略]

#### 2～5 [略]

6 第54条第6項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもつて土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者等」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5

パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合には、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延滞された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

## 2 [略]

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合には、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第7条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

## 2 [略]

(肉用牛の売却に係る事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法

パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合には、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延滞された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

## 2 [略]

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合には、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

## 2 [略]

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法

附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 [略]  
(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 [略]

- 2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 4 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 5 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第30項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第31項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第31項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 [略]  
(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 [略]

- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 3 法附則第15条第26項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 4 法附則第15条第27項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 5 法附則第15条第27項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 6 法附則第15条第27項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第28項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法附則第15条第28項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。



(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(7) [略]

(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成31年度又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であつて、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規

(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(7) [略]

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和元年度又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であつて、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定

定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものである場合には、当該商業地等の当該年度の固定資産税額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものである場合には、当該商業地等の当該年度の固定資産税額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

[略]

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

[略]

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1

月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 [略]

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 [略]

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車税が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガンリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガンリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガンリン軽自動車税が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割

月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 [略]

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 [略]

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車税が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車税が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガンリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガンリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガンリン軽自動車税が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割

に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する市民税の所得割を課する。

2・3 [略]

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因と

に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2・3 [略]

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因と

なる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に對して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に對して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第38条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(個人の市民税の税率の特例等)

第22条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

第2条 日向市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

なる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に對して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に對して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第38条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(個人の市民税の税率の特例等)

第22条 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

改正前	改正後
<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第159条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によつて徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）で、その提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</p> <p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項及</p>	<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第159条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項又は第31項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。）で、その提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</p> <p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項、</p>

び第4項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第199条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(市民税の納税義務者等)

第23条 [略]

2 [略]

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなしてこの節(第48条第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(均等割の税率)

第31条 [略]

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率 年額 60,000円
1 次に掲げる法人	
ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)	
イ 人格のない社団等	
ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)	
エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しない	

第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項及び第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(市民税の納税義務者等)

第23条 [略]

2 [略]

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ令第47条に規定する収益事業(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなしてこの節(第48条第9項から第16項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(均等割の税率)

第31条 [略]

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率 年額 60,000円
1 次に掲げる法人	
ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)	
イ 人格のない社団等	
ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)	
エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しない	

<p>もの（アからウまでに掲げる法人を除く。）</p> <p>オ 資本金等の額（<u>法第292条第1項第4号の5</u>に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（<u>法人税法別表第2</u>に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p> <p>〔略〕</p>	<p>3 前項に定める均等割の額は、<u>法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間</u>、<u>同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間</u>若しくは<u>同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間</u>又は<u>同項第4号の期間</u>において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、曆に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p> <p>4 〔略〕</p> <p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、<u>法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定</u>による申告書（<u>第10項、第11項及び第13項</u>において「納税申告書」という。）を、<u>同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付</u>にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、<u>同条第22項</u>の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人（以下こ</p>
---	--

<p>もの（アからウまでに掲げる法人を除く。）</p> <p>オ 資本金等の額（<u>法第292条第1項第4号の2</u>に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（<u>法人税法別表第2</u>に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p> <p>〔略〕</p>	<p>3 前項に定める均等割の額は、<u>法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間</u>若しくは<u>同項第2号の期間</u>又は<u>同項第3号の期間</u>において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、曆に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p> <p>4 〔略〕</p> <p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、<u>法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定</u>による申告書（<u>第9項、第10項及び第12項</u>において「納税申告書」という。）を、<u>同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付</u>にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、<u>同条第34項</u>の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人（以下こ</p>
---	--

の条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第68条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合は、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告するところにより、控除する。第321条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合は、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に及び、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第8項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この

の条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に及び、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書(以下この

項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) [略]

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

8 [略]

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結全支配関係(同法第2条第12号の7の規定する連結全支配関係)を有する連結子法人(同法第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第

項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) [略]

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

8 [略]

4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 [略]

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができることについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 [略]

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項

9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10 [略]

11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができることについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

13 [略]

14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項

の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第50条 [略]

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過するときは、偽りその他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の7に規定

の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第50条 [略]

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過するときは、偽りその他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。))が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) [略]

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 [略]

2・3 [略]

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。))が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) [略]

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 [略]

2・3 [略]

応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 [略]

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

[略]

3～10 [略]

附 則

(たばこ税の課税標準)

第94条 [略]

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。

[略]

3～10 [略]

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 [略]

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中において、その年における当該加算した割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合には、特例期間内にその申告基準日による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合と合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 [略]

(日向市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 日向市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成31年日向市条例第8号）の一部を次のように改正する。

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 [略]

2 当分の間、第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中において、その年における当該加算した割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合には、特例期間内にその申告基準日による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合と合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 [略]

第3条のうち、日向市税賦課徴収条例第24条第1項第2号の改正規定を削り、同条例附則第16条に1項を加える改正規定中「平成33年4月1日から平成34年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「平成34年度分」を「令和4年度分」に、「平成34年4月1日から平成35年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「平成35年度分」を「令和5年度分」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中日向市税賦課徴収条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 <u>平成31年6月1日</u></p> <p>(2) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第7条の規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>(3) 第2条中日向市税賦課徴収条例第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 <u>平成32年1月1日</u></p> <p>(4) 第3条中日向市税賦課徴収条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定 <u>平成33年1月1日</u></p> <p>(5) 第3条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第8条の規定 <u>平成33年4月1日</u></p> <p>成33年4月1日</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の日向市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成31年度</u>分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>附則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中日向市税賦課徴収条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 <u>令和元年6月1日</u></p> <p>(2) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第7条の規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>(3) 第2条中日向市税賦課徴収条例第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 <u>令和2年1月1日</u></p> <p>(4) 削除</p> <p>(5) 第3条及び附則第8条の規定 <u>令和3年4月1日</u></p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の日向市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和元年</u>度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>

3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7 第1項	特例控除対象寄附金 象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条 の2	特例控除対象寄附金 象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は日向市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成31年日向市条例第8号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の日向市税賦課徴収条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 [略]

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の日向市税賦課徴収条例（次項及び第3項において「32年新条例」という。）第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に平成32年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合には、なお従前の例による。

2 32年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき日向市税賦課徴収条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する32年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 32年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する32年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書

3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7 第1項	特例控除対象寄附金 象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条 の2	特例控除対象寄附金 象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は日向市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成31年日向市条例第8号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の日向市税賦課徴収条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 [略]

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の日向市税賦課徴収条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合には、なお従前の例による。

2 2年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき日向市税賦課徴収条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書

<p>について適用する。</p> <p><u>第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の日向市税賦課徴収条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、平成33年度以後の年度の個人の個人住民税について適用し、平成32年度分までの個人の日向市民税については、なお従前の例による。</u></p> <p>（固定資産税に関する経過措置）</p> <p>第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>（軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の日向市税賦課徴収条例（以下「31年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 31年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。</p> <p>第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の日向市税条例の規定は、平成33年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成32年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</p> <p>第4条 日向市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成27年日向市条例第24号）の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>について適用する。</p> <p><u>第4条 削除</u></p> <p>（固定資産税に関する経過措置）</p> <p>第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>（軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の日向市税賦課徴収条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。</p> <p>第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の日向市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</p>
<p>改正前</p> <p>附則 （市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に</p>	<p>改正後</p> <p>附則 （市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に</p>

係る市たばこ税の税率は、日向市税賦課徴収条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき4,000円

3～12 [略]

13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費税等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者等である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年10月31日
第6項	平成28年9月30日	平成32年3月31日

[略]

(日向市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

係る市たばこ税の税率は、日向市税賦課徴収条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 平成30年4月1日から令和元年9月30日まで 1,000本につき4,000円

3～12 [略]

13 令和元年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費税等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者等である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	令和元年10月31日
第6項	平成28年9月30日	令和2年3月31日

[略]

第5条 日向市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成28年日向市条例第38号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附則            （施行期日）            第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。            (1)～(3) [略]            (4) 日向市税賦課徴収条例第18条の3の改正規定、同条例第19条の改正規定（「<u>イ</u>、第53条の7、第67条」の次に「<u>第81条の6第1項</u>」を加える部分及び同条第2号及び第3号中「<u>第98条第1項</u>」を「<u>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項</u>」に改める部分に限る。）<u>、同条例第34条の4及び第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、同条例第82条、第83条、第85条及び第87条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定、附則第2条の2の規定、附則第4条の規定、附則第5条の規定及び附則第6条中日向市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成27年日向市条例第24号）附則第6条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「<u>第98条第1項</u>」を「<u>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項</u>」に改める部分に限る。）<u>平成31年10月1日</u></u></p>	<p>附則            （施行期日）            第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。            (1)～(3) [略]            (4) 日向市税賦課徴収条例第18条の3の改正規定、同条例第19条の改正規定（「<u>イ</u>、第53条の7、第67条」の次に「<u>第81条の6第1項</u>」を加える部分及び同条第2号及び第3号中「<u>第98条第1項</u>」を「<u>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項</u>」に改める部分に限る。）<u>、同条例第34条の4及び第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、同条例第82条、第83条、第85条及び第87条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定、附則第2条の2の規定、附則第4条の規定、附則第5条の規定及び附則第6条中日向市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成27年日向市条例第24号）附則第6条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「<u>第98条第1項</u>」を「<u>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項</u>」に改める部分に限る。）<u>令和元年10月1日</u></u></p>
<p>第2条の2 日向市税賦課徴収条例第18条の3の改正規定、同条例第19条の改正規定（「<u>イ</u>、第53条の7、第67条」の次に「<u>第81条の6第1項</u>」を加える部分及び同条第2号及び第3号中「<u>第98条第1項</u>」を「<u>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項</u>」に改める部分に限る。）<u>、同条例第34条の4及び第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、同条例第82条、第83条、第85条及び第87条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定、附則第2条の2の規定、附則第4条の規定、附則第5条の規定及び附則第6条中日向市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成27年日向市条例第24号）附則第6条第7項の表第19条第3号の項の改正規定</u></p>	<p>第2条の2 日向市税賦課徴収条例第18条の3の改正規定、同条例第19条の改正規定（「<u>イ</u>、第53条の7、第67条」の次に「<u>第81条の6第1項</u>」を加える部分及び同条第2号及び第3号中「<u>第98条第1項</u>」を「<u>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項</u>」に改める部分に限る。）<u>、同条例第34条の4及び第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、同条例第82条、第83条、第85条及び第87条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定、附則第2条の2の規定、附則第4条の規定、附則第5条の規定及び附則第6条中日向市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成27年日向市条例第24号）附則第6条第7項の表第19条第3号の項の改正規定</u></p>

<p>(「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)による改正後の日向市税賦課徴収条例(附則第4条において「31年新条例」という。)第34条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>第4条 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、<u>平成31年10月1日</u>以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成32年度</u>以後の年度の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成31年度</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>(日向市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>第6条 日向市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成29年日向市条例第15号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>(「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)による改正後の日向市税賦課徴収条例(附則第4条において「元年新条例」という。)第34条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>第4条 <u>元年新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、<u>令和元年10月1日</u>以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 <u>元年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>令和2年度</u>以後の年度の軽自動車税の種別割について適用し、<u>令和元年</u>度までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>
<p>改正前</p>	<p>改正後</p>
<p>附則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第2条及び附則第5条の規定 <u>平成31年10月1日</u> (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前条第2号に掲げる規定による改正後の日向市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度の個人の市民税について適用し、平成30年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 [略]</p> <p>(日向市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)</p>	<p>附則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第2条及び附則第5条の規定 <u>令和元年10月1日</u> (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前条第2号に掲げる規定による改正後の日向市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年</u>度以後の年度の個人の市民税について適用し、平成30年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 [略]</p>

第7条 日向市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成30年日向市条例第20号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則            (施行期日)            第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。            (1)～(3) [略]            (4) 第2条中日向市税賦課徴収条例第94条第3項の改正規定 <u>平成31年10月1日</u>            (5) 第1条中日向市税賦課徴収条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 <u>平成32年4月1日</u>            (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 <u>平成32年10月1日</u>            (7) 第1条中日向市税賦課徴収条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 <u>平成33年1月1日</u>            (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 <u>平成33年10月1日</u>            (9) 第5条の規定 <u>平成34年10月1日</u>            (10) [略]            (市民税に関する経過措置)            第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の日向市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。            2 前条第7号に掲げる規定による改正後の日向市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成33年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成32年度</u>分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則            (施行期日)            第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。            (1)～(3) [略]            (4) 第2条中日向市税賦課徴収条例第94条第3項の改正規定 <u>令和元年10月1日</u>            (5) 第1条中日向市税賦課徴収条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 <u>令和2年4月1日</u>            (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 <u>令和2年10月1日</u>            (7) 第1条中日向市税賦課徴収条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 <u>令和3年1月1日</u>            (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 <u>令和3年10月1日</u>            (9) 第5条の規定 <u>令和4年10月1日</u>            (10) [略]            (市民税に関する経過措置)            第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の日向市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。            2 前条第7号に掲げる規定による改正後の日向市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和2年度</u>分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>
3・4 [略]	3・4 [略]

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡し、たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の日向市税賦課徴収条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第7条 平成30年10月1日から令和元年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 令和2年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を令和2年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和3年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の日向市税賦課徴収条例（以下この項及び次項において「2年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる2年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡し税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の日向市税賦課徴収条例（以下この項及

5 2年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第11条 令和3年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡し税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を令和3年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の日向市税賦課徴収条例（以下この項及



用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものを除く。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である日向市税賦課徴収条例第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）とする。

4 新条例第36条の3の2第1項は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の日向市税賦課徴収条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る日向市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る日向市たばこ税については、なお従前の例による。

## 専決処分の承認について

日向市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和2年6月5日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 専 決 処 分 書

日向市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市国民健康保険条例の一部を改正する条例

日向市国民健康保険条例（昭和33年日向市条例第15号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19</p>

万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) [略]

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

附 則

1～4 [略]

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条の3、第6条の7及び第17条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法

万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) [略]

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

附 則

1～4 [略]

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条の3、第6条の7及び第17条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」とい

第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第17条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

6～17 [略]

う。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第17条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

6～17 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例による改正後の日向市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 専決処分の承認について

日向市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和2年6月5日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 専 決 処 分 書

日向市介護保険条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市介護保険条例の一部を改正する条例

日向市介護保険条例（平成12年日向市条例第6号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1項に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>24,300円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>24,300円</u>」とあるのは、「<u>40,500円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>24,300円</u>」とあるのは、「<u>46,980円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1項に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>の保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19,440円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>の保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>19,440円</u>」とあるのは、「<u>32,400円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>の保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>19,440円</u>」とあるのは、「<u>45,360円</u>」と読み替えるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の日向市介護保険条例第3条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 専決処分の承認について

令和元年度日向市一般会計補正予算（第10号）について別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和2年6月5日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 専決処分の承認について

令和元年度日向市公営住宅事業特別会計補正予算（第3号）について別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和2年6月5日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 専決処分の承認について

令和元年度日向市財光寺南土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和2年6月5日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 専決処分の承認について

令和元年度日向市城山墓園事業特別会計補正予算（第1号）について別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和2年6月5日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 専決処分の承認について

令和元年度日向市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和2年6月5日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 専決処分の承認について

令和元年度日向市介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）について別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和2年6月5日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 専決処分の承認について

令和元年度日向市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和2年6月5日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 農業委員会委員の任命について

日向市農業委員会委員に次の者を任命したい。

氏名	生年月日	住所
黒木耕作		

令和2年6月5日 提出

日向市長 十屋幸平

## 農業委員会委員の任命について

日向市農業委員会委員に次の者を任命したい。

氏名	生年月日	住所
細川豪邦		

令和2年6月5日 提出

日向市長 十屋幸平

## 農業委員会委員の任命について

日向市農業委員会委員に次の者を任命したい。

氏名	生年月日	住所
山本孝志		

令和2年6月5日 提出

日向市長 十屋幸平

## 農業委員会委員の任命について

日向市農業委員会委員に次の者を任命したい。

氏名	生年月日	住所
松木親則		

令和2年6月5日 提出

日向市長 十屋幸平

## 農業委員会委員の任命について

日向市農業委員会委員に次の者を任命したい。

氏名	生年月日	住所
治田 健		

令和2年6月5日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 農業委員会委員の任命について

日向市農業委員会委員に次の者を任命したい。

氏名	生年月日	住所
甲斐英教		

令和2年6月5日 提出

日向市長 十屋幸平

## 農業委員会委員の任命について

日向市農業委員会委員に次の者を任命したい。

氏名	生年月日	住所
溝口 秀樹		

令和2年6月5日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 農業委員会委員の任命について

日向市農業委員会委員に次の者を任命したい。

氏名	生年月日	住所
安藤嘉弥		

令和2年6月5日 提出

日向市長 十屋幸平

## 農業委員会委員の任命について

日向市農業委員会委員に次の者を任命したい。

氏名	生年月日	住所
股野満男		

令和2年6月5日 提出

日向市長 十屋幸平

## 農業委員会委員の任命について

日向市農業委員会委員に次の者を任命したい。

氏名	生年月日	住所
海野善文		

令和2年6月5日 提出

日向市長 十屋幸平

## 農業委員会委員の任命について

日向市農業委員会委員に次の者を任命したい。

氏名	生年月日	住所
鈴野 淺夫		

令和2年6月5日 提出

日向市長 十 屋 幸 平



## 農業委員会委員の任命について

日向市農業委員会委員に次の者を任命したい。

氏名	生年月日	住所
寺原 勝	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

令和2年6月5日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 農業委員会委員の任命について

日向市農業委員会委員に次の者を任命したい。

氏名	生年月日	住所
那須成章		

令和2年6月5日 提出

日向市長 十屋幸平

## 日向市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

(日向市税賦課徴収条例の一部改正)

第 1 条 日向市税賦課徴収条例 (昭和30年日向市条例第17号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 [略] 2～23 [略]</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号 (同条第4項において準用する場合を含む。) に掲げる三輪以上の軽自動車 (自家用のものに限る。以下この条において同じ。) に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間 (附則第15条の6第3項において「特定期間」という。) に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第22条 [略]</p>	<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 [略] 2～23 [略]</p> <p>24 <u>法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。</u></p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号 (同条第4項において準用する場合を含む。) に掲げる三輪以上の軽自動車 (自家用のものに限る。以下この条において同じ。) に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間 (附則第15条の6第3項において「特定期間」という。) に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第22条 [略]</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例に係る手続)</u></p> <p>第23条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する<u>法第15条</u></p>

の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 日向市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」であるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 [略]</p> <p>2～23 [略]</p> <p>24 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p> <p>第23条 [略]</p>	<p>附則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」であるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 [略]</p> <p>2～23 [略]</p> <p>24 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p><u>第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</u></p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p><u>第25条 所得割の納税義務者が前年度の所得税につき新型コロナウイルス感染</u></p>

	<p>症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の  <u>2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令  和16年度」とする。</u></p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

令和2年6月5日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市国民健康保険条例の一部を改正する条例

日向市国民健康保険条例（昭和34年日向市条例第8号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～5 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1～5 [略]</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</u></p> <p>6 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、<u>傷病手当金を支給する。</u></p> <p>7 <u>傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準</u></p>

報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

8 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

9 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができるときは、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、第7項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

10 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

11 前項の規定によりこの市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の日向市国民健康保険条例附則第6項から第11項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

令和2年6月5日 提出  
日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市手数料条例の一部を改正する条例

(日向市手数料条例の一部改正)

第1条 日向市手数料条例(平成12年日向市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
手数料	事務	金額	手数料	事務	金額
別表第1(第2条関係)					
[略]					
59 建築物エネルギー消費性エネルギー適合認定手数料	建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	[略]	建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	[略]	[略]
		認定申請に係る建築物の全部又は一部が共同住宅である場合の建築物省エネ基準適合等及びロ(1)に定める基準による住宅部分		認定申請に係る建築物の全部又は一部が共同住宅である場合の建築物省エネ基準適合等及びロ(1)に定める基準による住宅部分	
		審査場		審査場	
				次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める金額	
				イ(1) 200平方メートル	
				イ(2)及びロ(2)に定	
				未滿 建築物1棟に	

<p>める基準による住宅部分</p>	<p>つき 18,000円 (2) 200平方メートル以上 建築物1棟につき 19,000円</p>
<p>認定申請に係る建築物の全部又は一部が共同住宅である場合の建築物省エネ基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準による住宅部分</p>	<p>次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める金額</p> <p>(1) 300平方メートル未満 建築物1棟につき 32,000円</p> <p>(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 建築物1棟につき 55,000円</p> <p>(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 建築物1棟につき98,000円</p> <p>(4) 5,000平方メートル以上 建築物1棟につき148,000円</p>
<p>認定申請に係る建築物が戸建住宅である場合の建築物省エネ基準省令第1条第1項第2号</p>	<p>[略]</p>

<p>イ(2)及びロ(2)に定める基準による住宅部分</p> <p>認定申請に係る建築物の全部又は一部が共同住宅である場合の建築物省エネ基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準による住宅部分</p> <p>[略]</p>	
[略]	

備考

1～2 [略]

3・4 [略]

<p>イ(3)及びロ(3)に定める基準による住宅部分</p> <p>認定申請に係る建築物の全部又は一部が共同住宅である場合の建築物省エネ基準省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準による住宅部分</p> <p>[略]</p>	
[略]	

備考

1～2 [略]

3 55の項及び56の項に規定する手数料について、それぞれ低炭素建築物新築等計画認定及び低炭素建築物新築等計画変更認定に係る建築物の全部又は一部が共同住宅の場合であつて、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。)1の第2の2の2-3(2)の数値を設計一次エネルギー消費量とするときは、床面積の合計は、共用部分の床面積を除いて算定する。

4・5 [略]

6 57の項、58の項及び59の項に規定する手数料について、それぞれ建築物エネルギー消費性能向上計画認定、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定に係る建築物の全部又は一部が共同住宅の場合であつて、建築物省エネ基準省令第4条第3項第2号の数値を設計一次エネルギー消費量とするときは、床面積

の合計は、共用部分の床面積を除いて算定する。

7～10 [略]

別表第4(第2条関係)

種類	区分	単位	金額	備考
[略]				
3	[略]			
4～12 [略]				

5～8 [略]

別表第4(第2条関係)

種類	区分	単位	金額	備考
[略]				
3	[略]			
4	番号法第7条第1項に規定する通知カードの再交付欄の余白がなくなつた場合、個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。)に関する事務の手数料	1枚	500円	
5～13 [略]				

第2条 日向市手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1(第2条関係)			
手数料	事務	金額	金額
[略]			

57 建築物エネルギー消費性 能向上 計画認 定申請 手数料	建築物のエネルギー消費性 能向上に 関する 法律（平成 27年法律第 53号。以下 「建築物省 エネ法」と いう。）第 29条第1項 の規定に基 づく建築物 エネルギー 消費性能向 上計画の認 定の申請に 対する審査	建築物省エ ネ法第31条 第1項の規 定に基づく 建築物エネ ルギー消費 性能向上計 画の変更認 定の申請に 対する審査	建築物省エネ法第30条第1項 第1号に掲げる基準に係る技 術的審査に適合することを証 明する書類（以下「建築物省 エネ性能向上事前審査適合証 等」という。）の提出がある 場合	[略]	[略]
57 建築物エネルギー消費性 能向上 計画認 定申請 手数料	建築物のエネルギー消費性 能向上に 関する 法律（平成 27年法律第 53号。以下 「建築物省 エネ法」と いう。）第 34条第1項 の規定に基 づく建築物 エネルギー 消費性能向 上計画の認 定の申請に 対する審査	建築物省エ ネ法第36条 第1項の規 定に基づく 建築物エネ ルギー消費 性能向上計 画の変更認 定の申請に 対する審査	建築物省エネ法第35条第1項 第1号に掲げる基準に係る技 術的審査に適合することを証 明する書類（以下「建築物省 エネ性能向上事前審査適合証 等」という。）の提出がある 場合	[略]	[略]

59	建築 物エネ ルギー 消費性 能基準 適合認 定申請 手数料	建築物省エ ネ法第36条 第1項の規 定に基づく 建築物のエ ネルギー消 費性能に係 る認定の申 請に対する 審査	[略]
[略]			

備考

1～6 [略]

7 57の項及び58の項に規定する手数料について、それぞれ建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定に併せて建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、当該建築物の床面積の区分並びに建築設備及び工作物の件数に応じ、別表第2の1の項に規定する手数料の金額を加えた金額とする。

8～10 [略]

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の別表第4の規定は、令和2年5月25日から適用し、令和2年5月24日までに申請のあった改正前の日向市手数料条例別表第4の4の項に規定する個人番号の通知カードの再交付に係る手数料については、なお従前の例による。

59	建築 物エネ ルギー 消費性 能基準 適合認 定申請 手数料	建築物省エ ネ法第41条 第1項の規 定に基づく 建築物のエ ネルギー消 費性能に係 る認定の申 請に対する 審査	[略]
[略]			

備考

1～6 [略]

7 57の項及び58の項に規定する手数料について、それぞれ建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定に併せて建築物省エネ法第35条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、当該建築物の床面積の区分並びに建築設備及び工作物の件数に応じ、別表第2の1の項に規定する手数料の金額を加えた金額とする。

8～10 [略]

令和2年6月5日 提出  
日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日向市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和50年日向市条例第18号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(助成)</p> <p>第4条 市長は、助成対象者が重度心身障害に係る保険給付等につき、一部負担金を支払った場合において、当該支払額（社会保険各法による附加給付がある場合は、その額を控除した額）から1人月額1,000円を控除した額を助成するものとする。</p> <p>(<u>助成金の支給方法</u>)</p> <p>第5条 前条の助成は、助成対象者の申請に基づいて行うものとする。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 この条例において「<u>保険医療機関等</u>」とは、社会保険各法に基づき病院、診療所及び薬局並びに指定訪問看護事業所その他保険者が特に認めた機関をいう。</p> <p>(助成)</p> <p>第4条 市長は、助成対象者が保険給付等を受けた場合は、<u>保険医療機関等</u>ごとに、それぞれ1月につき、次の各号に規定する診療報酬明細書の区分に応じ、当該各号に掲げる額を助成するものとする。</p> <p>(1) 入院 一部負担金から1,000円を控除して得た額</p> <p>(2) 入院外 一部負担金から500円を控除して得た額</p> <p>2 前項の助成については、他の法令等により国若しくは地方公共団体による医療給付を受けた場合又は社会保険各法の規定に基づき規則、定款等により附加給付を受ける定めがある場合は、助成額から当該給付額を除くものとする。</p> <p>(<u>助成の方法</u>)</p> <p>第5条 助成は、助成の額を保険医療機関等に支払うことにより行うものと</p>

<p>2 市長は、1月を単位として助成額を決定し、申請者に支給するものとする。</p> <p>3 市長は、前2項の規定にかかわらず、医療費として当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり当該医療機関に支払うことができる。</p> <p>4 前項の規定による支払いがあつたときは、当該医療を受けた者に対し、医療費の支給があつたものとみなす。</p> <p>5 第1項の申請は、助成対象者が保険給付等を受けた月の翌月から起算して、1年を経過した日以降においてははすることができない。</p>	<p>する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、社会保険各法の規定により療養費が支給されたときその他市長が特に必要があると認めるときは、助成対象者に支払うことによつて、助成を行うことができる。</p> <p>3 前項の助成は、助成対象者の申請に基づいて行う。</p> <p>4 前項の申請は、助成対象者が保険給付等を受けた月の翌月の初日から起算して1年を経過した日以後においては、することができない。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。  
(経過措置)

2 改正後の日向市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた保険給付等に係る医療費について適用し、同日前に受けた保険給付等に係る医療費については、なお従前の例による。

令和2年6月5日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日向市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年日向市条例第59号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後
(職員) 第10条 [略] 2 [略] 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。 (1)～(10) [略] 4・5 [略]	(職員) 第10条 [略] 2 [略] 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。 (1)～(10) [略] 4・5 [略]	

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月5日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市伝統的建造物群保存地区施設条例の一部を改正する条例

日向市伝統的建造物群保存地区施設条例（平成5年日向市条例第27号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(開館時間)</p> <p>第5条 施設の開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得てこれを変更することができる。</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第5条 施設の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て開館時間を変更することができる。</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月5日 提出  
日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

日向市歴史民俗資料館条例（平成18年日向市条例第66号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改正する。

改正前	改正後
<p>(開館時間) 第7条 資料館の開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得てこれを変更することができる。</p>	<p>(開館時間) 第7条 資料館の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て開館時間を変更することができる。</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月5日 提出  
日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市企業立地促進条例の一部を改正する条例

日向市企業立地促進条例（昭和63年日向市条例第19号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 観光施設 専ら観光、スポーツ、レクリエーション事業に寄与することを目的とした施設で、風俗営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号及び第4項各号)に掲げる風俗営業及び風俗関連営業をいう。)の対象とならないもので、規則で定めるものをいう。</p> <p>(6)～(13) [略]</p> <p>別表第1(第3条、第5条関係)</p>		<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 観光施設 専ら観光、スポーツ、レクリエーション事業に寄与することを目的とした施設で、風俗営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号、第5項から第11項まで及び第13項に規定する営業をいう。)の対象とならないもので、規則で定めるものをいう。</p> <p>(6)～(13) [略]</p> <p>別表第1(第3条、第5条関係)</p>	
<p>項 奨励措置の種類</p> <p>1 固定資産税の課税免除</p>	<p>対象事業者</p> <p>1 次の各号に掲げる工場等の区分に応じ、当該各号に定める基準に該当する事業者</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 流通関連施設 その設置に係る投下固定資産の総額が5,000万円以上であり、かつ、新規雇用者数が15人以上であるもの</p>	<p>対象事業者</p> <p>1 次の各号に掲げる工場等の区分に応じ、当該各号に定める基準に該当する事業者</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 流通関連施設 新設にあつては、その設置に係る投下固定資産の総額が5,000万円以上であり、かつ、新規雇用者数が5人以上であるもの。増設又は移設にあつては、その増額又</p>	<p>奨励措置の内容</p> <p>[略]</p>

[略]	(4) [略] 2・3 [略]	は移設に係る投下固定資産の総額が 3,000万円以上であり、かつ、新規雇 用者数が3人以上であるもの (4) [略] 2・3 [略]	[略]
[略]			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に、改正前の日向市企業立地促進条例の規定により指定事業者の申請を行っている事業者に係る奨励措置については、なお従前の例による。

令和2年6月5日 提出  
日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市牧水公園交流施設条例の一部を改正する条例

日向市牧水公園交流施設条例（平成18年日向市条例第26号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																							
<p>(施設の種類)</p> <p>第3条 交流施設は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>ソフトボール場</u></p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>(8) <u>牧水産</u></p> <p>(9)～(12) [略]</p> <p>(利用時間及び休業日)</p> <p>第6条 交流施設のうち次表の左欄に掲げるものの利用時間は、それぞれ同表中欄及び右欄に定めるところによる。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施設の種類</th> <th style="width: 30%;">利用区分</th> <th style="width: 40%;">利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ソフトボール場</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>牧水産</td> <td>夜間</td> <td>午後6時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	利用区分	利用時間	[略]			ソフトボール場	[略]		[略]			テニスコート	[略]		牧水産	夜間	午後6時から午後10時まで	[略]			<p>(施設の種類)</p> <p>第3条 交流施設は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>多目的グラウンド</u></p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>(8)～(11) [略]</p> <p>(利用時間及び休業日)</p> <p>第6条 交流施設のうち次表の左欄に掲げるものの利用時間は、それぞれ同表中欄及び右欄に定めるところによる。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施設の種類</th> <th style="width: 30%;">利用区分</th> <th style="width: 40%;">利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>多目的グラウンド</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	利用区分	利用時間	[略]			多目的グラウンド	[略]		[略]			テニスコート	[略]		[略]		
施設の種類	利用区分	利用時間																																						
[略]																																								
ソフトボール場	[略]																																							
[略]																																								
テニスコート	[略]																																							
牧水産	夜間	午後6時から午後10時まで																																						
[略]																																								
施設の種類	利用区分	利用時間																																						
[略]																																								
多目的グラウンド	[略]																																							
[略]																																								
テニスコート	[略]																																							
[略]																																								
2 [略]	2 [略]																																							

別表 (第11条関係)	施設の種類	区分	利用料金	備考
	[略]			
	ソフトボール場	[略]		
	[略]			
	テニスコート	[略]		
	牧水庵	1時間	550円	冷暖房使用の場 合は、1時間当たり 110円を加算する。
	[略]			

別表 (第11条関係)	施設の種類	区分	利用料金	備考
	[略]			
	多目的グラウンド	[略]		
	[略]			
	テニスコート	[略]		
	[略]			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を下記のとおり変更する。

### 記

#### 1. 日向市大字平岩字ツガに編入する区域

大 字	字	地 番
平岩	駕が尾	4876 番 1 の一部
及びこれに隣接する里道・水路の全部		

#### 2. 日向市大字平岩字日ノ平に編入する区域

大 字	字	地 番
平岩	駕が尾	4872 番 1 の一部、4874 番、4875 番、4876 番 1 の一部、 4876 番 2
及びこれらの区域に隣接する里道・水路の全部		

#### 3. 日向市大字平岩字駕が尾に編入する区域

大 字	字	地 番
平岩	日ノ平	4961 番 1 の一部
及びこれに隣接する里道・水路の全部		

令和2年6月5日 提出

日向市長 十 屋 幸 平